

広島市告示第24号

令和8年1月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、
広島市医師会運営・安芸市民病院の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市安
芸市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年広島市条例第62号）第8条第3
項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 指定に係る公の施設

広島市医師会運営・安芸市民病院

2 指定の相手方

広島市西区観音本町一丁目1番1号

一般社団法人広島市医師会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで